

## 「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」添付用紙

有期退職年金を一時金で請求される方は、退職所得の源泉徴収票・特別徴収票（写しでも可）の提出が必要です。

退職年を含む5年以内に退職手当を受給した場合は、源泉徴収票・特別徴収票（写しでも可）を以下の「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票の添付欄」に貼り付けて提出してください。

なお、上記期間に退職手当を受給していない場合、または添付ができない場合は、裏面の「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票を提出しない申立書」を記入し、ご提出ください。

### 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票の添付欄

#### 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票の添付欄

退職年を含む5年以内に受給した退職所得の源泉徴収票・特別徴収票の全てを添付してください。複数枚ある場合は、裏面にも添付していただけます。この用紙で貼りきれない場合は、お手数ですが、この用紙をコピーしていただき、添付してください。

## 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票の添付欄

退職年を含む5年以内に受給した退職所得の源泉徴収票・特別徴収票の全てを添付してください。この用紙で貼りきれない場合は、お手数ですが、この用紙をコピーしていただき、添付してください。

### 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票を提出しない申立書

#### 申立書

私は、有期退職一時金を決定するために必要な退職所得の源泉徴収票・特別徴収票を下記の理由により提出しません。

- (理由) 1 再発行できないため。  
2 退職年を含む5年以内に退職手当を受給していないため。  
3 その他 ( )

※ 上記1～3の該当する番号に丸を付してください。その他を選ぶ場合は、理由を記入してください。

※ 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票は再発行できますので、退職金を受け取った時に所属していた学校、もしくは県の教育委員会にお問い合わせください。

申出年月日 令和 年 月 日

請求者氏名 \_\_\_\_\_

生年月日 昭和 年 月 日

基礎年金番号または待機者番号（共済組合員番号） \_\_\_\_\_